

介護サービス事業所 管理者 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

令和8年度の各種ケアプラン点検について(通知)

本市における各種ケアプラン点検について、下記のとおり実施いたします。今後、実施のご案内が届いた事業所におかれましては、ご協力のほどお願いいたします。

なお、本通知に伴い、令和5年2月2日付 事業者指導課長事務連絡「支給限度額一定割合超にかかる居宅サービス計画の届出について(通知)」は廃止しますのでご注意ください。

記

1 点検の目的

保険者が介護支援専門員とともにケアプランを検証確認し、利用者の「尊厳の保持」、「自立支援」に資するケアマネジメントを推進するもの。

2 実施方法

書面点検及びヒアリング

※詳細は対象事業所への個別通知に記載します。

3 受託事業者

株式会社 日本医事保険教育協会(連絡先:092-737-2517)

4 点検対象

(1) 福岡市が任意に選定するもの

福岡市の被保険者の居宅サービス計画及び介護予防サービス計画のうち、給付実績等から対象を選定します。

(2) 厚生労働省通知に基づくもの

①訪問介護(生活援助中心型)の回数が多いケアプラン(要届出 ※詳細は別紙参照)

②支給限度額一定割合超にかかる居宅サービス計画

a 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

b 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検

※②厚生労働省通知

「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について(周知)」

(令和3年9月22日 厚労省事務連絡)介護保険最新情報 Vol.1009

5 留意事項

ケアプラン点検は、保険者が介護支援専門員とともに検証確認しながら、両者の「気づき」を促し「学び」につなげるとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、より良いケアプランを目指すものであり、「指導」とは異なるものです。

下記のような状況については、ヒアリングにおいて理由等をお尋ねする場合があります。

- (1) 認定調査結果と貸与されている福祉用具や算定している加算内容に齟齬が見られる。
- (2) 入居している高齢者住まいを運営する法人の介護サービス事業所を複数利用している。
- (3) 薬剤師の行う居宅療養管理指導が月4回である必要性が不明瞭である。
- (4) アセスメント等の記録から、利用サービス等の必要性、計画の意図が読み取れない場合。
- (5) 必要なケアマネジメントプロセスの実践状況が不明瞭である。
- (6) 自立支援、重度化防止、個別化の観点からケアプラン等から読み取れない場合。
- (7) その他、利用者にとっての介護サービスの必要性が不明瞭であるもの等

6 様式等掲載場所

福岡市ホームページ>健康・医療・福祉>高齢・介護>事業者の方へ>各種手続き・運営指導に関すること>居宅介護支援事業所に係る各種届出

【URL】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kyotakukaigojigyousyo.html>

7 その他

本通知は、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所以外の介護サービス事業所にも参考送付しております。

【問い合わせ先】

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課
在宅指導係

Tel:092-711-4257 Fax:092-726-3328

E-mail: kyotaku@city.fukuoka.lg.jp

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

平成30年10月より、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画の市町村への届出が義務付けられています。

令和8年度より、本市における訪問介護の回数が多いケアプランの届出について一部運用の見直しを行いましたので、下記のとおり提出書類等につきましてお知らせします。

なお、平成30年9月21日（令和3年4月5日改訂）付 保介第1074号「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について（通知）」は廃止します。

記

1 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記の回数には、身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

2 届出の時期及び期限

平成30年10月1日以降に、居宅サービス計画を作成又は変更した月の翌月の末日

<例> 10月に作成又は変更した居宅サービス計画のうち、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたもの → 11月末日までに届出が必要

※「作成又は変更した居宅サービス計画」とは、利用者の同意を得て交付したものを。

※作成又は変更の内容については別紙1「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）」を確認してください。

3 提出書類

下記資料の原本の写しを利用者ごとに取りまとめて提出

※縮小印刷、両面印刷可。ホチキス留めは不要です。

※一度市が検証した居宅サービス計画は、検証した内容に変更がない限り、次回の届出は1年後でよいものとします。

No	提出書類	備考
①	訪問介護（生活援中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）（別紙1）	福岡市ホームページよりダウンロードしてください
②	アセスメントシート	
③	第1表 居宅サービス計画書（1）	③～⑥は、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画に係るものを提出
④	第2表 居宅サービス計画書（2）	
⑤	第3表 週間サービス計画表	
⑥	第4表 サービス担当者会議の要点	
⑦	サービス担当者に対する照会（依頼）内容	該当する場合のみ
⑧	第5表 居宅介護支援経過	生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由を記載したページを含む直近3ヶ月の記録
⑨	第6表 サービス利用票	直近3ヶ月分
⑩	第7表 サービス利用票別表	直近3ヶ月分
⑪	モニタリングシート（作成がある場合）	直近3ヶ月の記録

4 提出方法及び提出先

(1) 提出方法

郵送

(2) 提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市 福祉局高齢社会部事業者指導課 在宅指導係 〈ケアプラン在中〉

※区役所では受付できません。

5 受託事業者

株式会社 日本医事保険教育協会（連絡先：092-737-2517）

6 その他

- ・提出書類は、受託事業者が書面点検及びヒアリングにより、点検・検証します。
- ・ヒアリングの日程調整等については、受託事業者より各事業所へご連絡いたします。
- ・届出内容について、問い合わせる場合があります。
- ・給付実績により未届であることを確認した場合等には、届出を求めることがあります。

7 様式掲載場所

福岡市ホームページ>健康・医療・福祉>高齢・介護>事業者の方へ>各種手続き・運営指導に関すること>居宅介護支援事業所に係る各種届出

【URL】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/kyotakukaigojigyousyo.html>

<厚生労働省通知>

- ・「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について（平成30年5月10日老振発0510第1号）介護保険最新情報 Vol.652
- ・「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（平成30年3月23日）」の送付について（平成30年3月23日 厚労省事務連絡）介護保険最新情報 Vol.629
- ・「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.7）（平成30年11月7日）」